

まもるクン Select for 家電 保証規程

本書(以下「本規程」といいます)は、表面に記載されたサービス登録機器(以下「登録機器」といいます)について、ディーアイエスサービスソリューション株式会社(以下「Dss」といいます)、ヤマト運輸株式会社(以下「YTC」といいます)及びSOMPOワランティ株式会社(以下「SWT」といいます)が提供する本保証(第1条に定義します)の内容を規定するものです。なお、お客様は、本保証にお申込みいただいた時点で、本規程にご同意いただいたものとみなします。

1.(定 義)

本規程において、使用する用語の定義は次の通りとします。なお、次で定義される用語のうち保証限度額(13)に定義します)は、消費税を含めた額とします。

- 登録機器:サービス提供者が本保証を提供する液晶テレビ、デジタルカメラ等の家電製品とします。なお、登録機器のメーカー及び機種はサービス提供者が算定するものとし、指定外の機器については本保証の対象となりません。
- 本保証:保証期間(8)に定義します)中に登録機器に自然故障(9)に定義します)又は物損(10)に定義します)が発生した場合、本規程に基づき、サービス提供者が当該故障の修理(以下「修理保証」といいます)又は代替品(6)に定義します)への交換(以下「代替品の提供」といいます)を実施することをいいます。
- お客様:本保証の提供に同意された方の本規程に同意した者をいいます。
- 保証年数:本保証に加入登録年数をいいます。
- 修理依頼:登録機器が故障又は破損した場合、故障又は破損の症状を記載してサービス提供者に修理を依頼する書類をいいます。
- 代替品:サービス提供者が登録機器に同じ性能をもつて判断した製品をいいます。
- メーカー保証:登録機器のメーカーが登録機器に対する保証をいわゆるメーカーの定めに準じます。「2.(延長保証登録の手続き)」の1)の方法で登録いただくメーカーの保証の開始日と、メーカーで定めるメーカーの開始の開始日(異なる場合、メーカーで定める開始日に保証証明書を更新します)本保証の申し込みは、メーカー保証期間1年以上ある製品に限定します。
- 保証期間:本保証をサービス提供者が実施する期間をいいます。
- 自然故障:登録機器の取扱説明書及び本体貼付ラベル等の注意書きに従って正常に使用してもかからず、登録機器に生じた故障であり、かつ、メーカーの保証規定(以下「保証規定」といいます)のうち、「1.(保証の対象とならない場合)」に該当しない故障をいいます。サービス提供者は、修理委託料(サービス提供者が各の数量を算定するものとします)を同じくするものとします。(以下同じ)によるメーカー責任故障該当性の診断及び「11.(保証の対象とならない場合)」の規定に基づき自然故障該当性を判断するものとします。
- 物損:破損、水濡れ、火災、落雷等の偶然の事故により登録機器に生じた故障をいいます。サービス提供者は、「11.(保証の対象とならない場合)」の規定に基づき物損該当性を判断するものとします。
- 全損:「自燃故障」(物損)の登録修理代金(12)に定義します)が保証限度額(13)に定義します)を超過する故障をいいます。
- 見積修理料金:お客様より登録機器の修理の依頼があった場合、当該修理にかかる費用としてサービス提供者が算定のうえお客様に提示する金額をいいます。
- 保証限度額:保証書の「保証上限金額」欄に記載した金額であり、本保証における修理費用の限度額をいいます。但し、物損の保証が履行された場合には、物損の修理費にかかる累積費用を物損上限金額(14)に定義します)から差し引いた金額が保証限度額となります。
- 物損上限額:保証書の「保証上限金額」欄に記載した金額に、以下に定める物損の経年年数毎に定めた割合を乗じた金額をいいます。

| メーカー保証開始から | 1年未満 | 1年以上2年未満 | 2年以上3年未満 | 3年以上4年未満 | 4年以上5年未満 |
|------------|------|----------|----------|----------|----------|
| 物損 | 100% | 50% | 40% | 30% | 20% |

※経年年数は、メーカー保証開始日から修理の受付日までの期間にて算定します。

- 修理費:登録機器に故障が発生した場合に、サービス提供者の指示の通り会社を用いて製品を回収し、修理委託先が修理を行なうことを行い、登録機器ごとにサービス提供者の任意で決定できるものとします。
- 外出修理:登録機器に故障が発生した場合に、修理委託先が登録機器を設置する場所に訪問し修理を行うことをい、登録機器ごとにサービス提供者の任意で決定できるものとします。

2.(延長保証登録の手続き)

- 本保証をご利用いただくには、延長保証登録申請方法に従い、本保証購入日から30日以内に保証情報を登録してください。サービス提供者にて内容確認後、本保証をご利用出来ない場合は、「ユーザ」として登録のうえ、お客様に書面若しくは郵便の方法にて「保証書」を送付いたします。「保証書」の送付をもって、サービス提供者がお客様に対して本保証をご利用することとします。
- 保証期間の登録:サービス提供者にて下記を行う場合、保証登録及び同一書類の提出が必要になります。
- サービス提供者は、保証情報登録がされたことを確認してから30日以内にサービス提供者が定める方法によりお客様にその旨を通知するものとします。
① お客様が存在しない、あるいは偽名を使っている場合。
② お客様の申告事項に虚偽の記載、誤認、又は記入漏れがあった場合。
- 本保証購入日から30日以内に、本条1項で定めた保証情報登録の内容が確認出来ない場合には、本保証をご利用いただけない可能性があります。サービス提供者は改めて本保証を返金いたしません。

3.(保証内容)

- 保証期間は、自然故障の場合はメーカー保証の終了日の翌日、物損の場合はメーカー保証の開始日から起算して、保証書に記載された保証終了までの期間とします。
- 保証期間中に登録機器に「自然故障」若しくは「物損」が生じた場合は、本規程末尾記載の「お客様窓口」に連絡いただき、サービス提供者から該件に従事して修理をご依頼ください。見積修理代金が登録機器の保証限度額範囲内の場合であれば、修理期間中に該故障を修理で修理いたします。依頼の際、記録媒体、メーカー純正でない消耗品及び付加物は、事前に登録機器から取り外し、登録機器を保証書と修理依頼書と共にサービス提供者に修理をご依頼ください。登録機器にこれらが記載又は付加された状態で引き渡された場合には、サービス提供者はこれらの記録媒体、部品及び付加物には一切責任を負いません。
- 登録機器を引取修理対象製品の場合、往復の送料は本保証に含まれます。また、登録機器が出現修理対象製品の場合、出張費用は本保証に含まれます。
- 見積修理料金が登録機器の保証限度額以上になる場合であっても、その超過分をご負担いただける場合は修理を承りますが、この場合には当該修理事務をもって本保証を終了となります。

4.(受付時間)

サービス提供者が修理の受け付け又は本保証に関する問い合わせの受け付け等を行う時間は、月曜日から土曜日の10時から19時までとします。但し、国民の祝日及びサービス提供者が定める休日は除くものとします。

5.(修理依頼)

- 本保証にに基づき自然故障又は物損の修理を依頼される場合は、「3.(保証内容)」の2)所定の手順に従いサービス提供者からの指示に従って修理をご依頼ください。
- 登録機器に、物損での「火災」による損害が発生した場合には、被害発生場所の管轄の消防署に連絡いただき、「罹災証明書」を受領してください。
- 前項の罹災証明書は、修理の受付時に確認いたします。確認が出来ない場合には、本保証の提供が出来かねますので、ご了承ください。
- サービス提供者は、自己的費用と責任で本保証の提供にかかる作業の全部、又は一部を第三者に委託することが出来るものと、お客様はこれを認め手配するものとします。
- メーカー保証期間内に登録機器に発生したメーカー保証の対象となる故障等は「お客様窓口」を経由して、メーカーに修理の依頼を行うことがあります。但し、メーカー保証及び本保証による負担となります。但し、メーカー保証及び本保証による負担とお客様との間で負担割合が異なる場合等は、サービス提供者を経した場合でも、送料及び修理にかかる実費はお客様負担となり、お客様はサービス提供者からの請求に基づきこの費用を支払うものとします。

6.(データ)

- 修理に際しては、お預かりする登録機器の取り扱いや登録機器にかかる記録装置のデータ(暗号資産等)に関するデータを含みます。以下同じ)の管理に細心の注意を払いますが、万一の事故に備えて、お客様ご自身でバックアップを実施してください。また、バックアップ実施後、データ流出・漏洩事故の防止のために、登録機器にかかる記録装置のデータのうちお客様固有のデータ、ソフトウェア又はプログラムについては、お客様ご自身で削除してください。
- サービス提供者は必要と判断した場合に登録機器にかかる記録装置のデータ等(以下「データ等」といいます)の消去を行うことについては、お客様には事前に同意しているものとし、何ら異論を述べないものとします。なお、自然故障の原因及び修理の方法にかからず、記録装置のデータ等の消去、損傷等に関するお客様の損害についてサービス提供者は一切の責任を負いません。
- お客様がお客様固有のデータ等を削除せず、万一の事故によりデータ流出・漏洩等が発生した場合でも、サービス提供者は責任を負いかねます。

7.(代品の提供)

登録機器に自然故障又は物損が発生した場合修理委託先により全損の認定がなされた場合には、代替品の提供により、修理保証に代えさせていただきます。また、サービス提供者が修理不能と判断した場合も同じとします。但し、保証限度額の範囲で、代替品の提供が難しいとサービス提供者が判断した場合には、お客様にて各自購入額の一部の負担をいただきます。お客様にて負担いただぐ金額は、代替品の購入価格と保証限度額の額となります。また、代替品提供時にかかる差額をサービス提供者にお渡りいただく場合の振込手数料等については、お客様のご負担となります。なお、これら各自の費用をお客様が負担いただけない場合については代替品の提供は出来ません。その場合、サービス提供者は、所定の条件で修理依頼のあった登録機器をお客様に返却いたしましたが、お客様の愛用拒否などむけむけ得られない事情がある場合に限りサービス提供者の裁量で処分することが出来るものとします。

8.(代替品への保証について)

- 前条に基づきサービス提供者が提供した代替品には、本保証は適用されません。
- 代替品の提供にあたっては、お客様はサービス提供者による機種又は品名、品番その他の指定をなすものとします。
- 前条に基づき代替品の提供にあたっては、本保証は終了します。出張修理対象製品については、代替品が提供された場合であっても、登録機器の所有権はお客様に帰属するものとします。他方で、引取修理対象製品の修理依頼された登録機器の所有権は、当該代替品の提供と引き換えにサービス提供者に移転するものとし、サービス提供者は、かかる登録機器をお客様に返却する義務を一切負わず、これを任意に処分することができます。

9.(失 効)

次の場合、本保証は失効するものとします。

- 保証期間が終了した場合。
- 「7.(代替品の提供)」に基づき代替品が提供された場合。
- お客様が「9年保証終了前に第三者に登録機器を贈与、又は譲渡した場合。
- メーカーの倒産、事業撤退、修理品の供給停止、その他メーカーがその責任により登録機器の修理を行なうことができず(事業承継等により)、メーカーと同様、同様条件で修理を行う者が存在する場合を除きます)、サービス提供者が代替品を提供した場合(代替品の提供については第7条の定めを準用します)。

10.(通 知)

登録機器の初期不良等の理由により、交換品(新品のものとします。以下同じ)がメーカー又は販売店から提供された場合は、「お客様窓口」までご連絡ください。登録機器の製造番号の対象変更手続きを行います。当該通知がサービス提供者へ行われなかった場合、保証を受けられなくなることがありますのでご注意ください。また、交換品が提供された場合においても、保証書に記された保証終了日は変更されません。

11.(保証の対象とならない場合)

- 直接、間接に関わらず、以下の内容については本保証の対象外とします。なお以下の内容に該当するか否かはサービス提供者の基準に基づきサービス提供者が判断します。
- 戦争、武器の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事態又は暴動による登録機器に生じた故障又は損害。
 - 地震、台風、津波、洪水その他の自然災害、又は、ガス爆、皆電、皆電等により登録機器に生じた故障又は損害。
 - 登録機器の自然の消耗、磨耗、さび、かび、むれ、腐食、変質、変色、その他類似の事由。又はねみ食い、虫食いにより登録機器に生じた故障又は損害。
 - 登録機器のオプション製品・部品、ソフトウェア、ケーブル類、マウス・タッチペン等の付属品、アクセサリー、購入後追加された部品(拡張

カードや添装メモリー等)及びバッテリー・電池、ねじ類、球類等の消耗品、その他特にサービス提供者が定める対象外製品(消耗品)の故又は損害、若しくはこれに起因する登録機器の故障又は損害。

- 登録機器のバッテリーが過充電等により膨張し起因する故障又は損害。
- 登録機器が格納されたソフトウェアのバグ、コンピュータウイルス等による故障又は損害、又4)で記載する製品又は部品のインストール・設定時のユーウェア障害又は不正なインストールや設定による故障又は損害。

登録機器の表示装置(パネル)及びパネルライトの経年による劣化・輝度の低下、フォーカスの劣化、ピクセル抜け、蛍光体の焼き付け等)。

- お客様の登録機器に適したな使用又は不適切な維持、保管若しくは故意・重大過失による故障又は損害。
- 核燃料物質(使用済燃素を含みます)以下同様とします)若しくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます)の放射性、焼成等その他の害的な特性に基づく事由による登録機器に生じた故障又は損害。

10) 地震動等が地盤沈下による原因による故障又は損害。

- 登録機器の故障又は損害に起因して他の接続機器(ソフトウェアを含みます)に生じた故障又は損害。
- 登録機器の使用上支障のない外観の剥離、汚れ、形状の出ない不良等。

13) 登録機器が改善されたサービス提供者が改善した場合。

- 登録機器の仕様又はソフトウェアのプログラムによる故障又は損害。
- 登録機器を日本国外に持出された場合の日本国外からの修理保証依頼。

16) 登録機器の差し込み端子、端子部等による故障又は損害。

- 登録機器の表面の剥離、粉剥、破裂等による故障又は損害。

18) お客様が本保証以外で修理を行った場合。

- 登録機器以外の製品(シリアル番号が異なる等)に生じた故障又は損害。

20) 修理の際、保証書の表示が示さない場合。

- 物損での「火災」による損害である場合に、罹災証明が確認出来ない場合。

22) 登録機器の引き渡し時に付与される保証書に、他の保証書を含む。

- 登録機器の修理を終了する場合に付与される修理保証依頼。

24) 保証期間が終了した後(全損による本保証の失效)に故障の報告又は修理の請求がなされた場合。

- 登録機器の部品交換を伴わない調整等は手直を行なった場合。

26) メーカーが登録機器のリコール宣言を行なった後のリコールの原因となった部位にかかる登録機器の修理。又、リコールの結果、代替品が提供された場合の当該代替品。

- 登録機器の故障又は損害に起因して生じた身体障害(障害に起因する死亡を含みます)。

27) 登録機器の故障又は損害に起因して生じた登録機器その他の財物使用の阻害によって生じた損害(逸失利益等の間接損害・経済損害)。

12.(お客様負担費用について)

以下の事項において生じた費用についてはお客様の負担となります。

- 登録機器の修理においてお客様より指摘いただいた故障等の現象が再現しない場合の費用及び予防修理等の費用。

2) 登録機器が出来修理対象製品の場合における、登録機器の設置・着脱・工事費用(梱包材費用等を含みます)及び登録機器の処分にかかる費用(リサイクル費用を含みます)。

- 登録機器が引取修理対象製品の場合における、お客様より指摘された修理料金(保証料)を含みます。

3) 登録機器が出来修理対象製品であり、かつ、メーカーの定める離島及び遠隔地の場合における、修理保証に要する交通費、宿泊費、料金(往復料金)等。

- 登録機器が引取修理対象製品の場合における、登録機器の着脱費用等を含みます。

5) 登録機器が引取修理対象製品の場合において、お客様よりサービス提供者が指摘した運送会社以外を利用して送付した場合の送料(往復料金)。

- 登録機器の修理を終了する場合に付与される修理料金(リコール費用)。

9) 修理保証を行なう際に、お客様より代用品を利用した場合に代用品代金(サービス提供者は、代用品の手配・提供等は一切行いません)。

- 第3条に定めるところにより、お客様が修理をご希望の場合に、サービス提供者へ差額分をお振り込みいただくための振込手数料等。

11) 第7条に定めるところにより代用品を提供する際に発生した、送付料及び設置・工事費用及びサービス提供者へ費用をお振り込みいただくための振込手数料等。

- お客様ご都合による修理保証をキャンセルされた場合を含みます。以下同じ)による技術費用、出張費用、物流費用、見積費用等の一切の費用。

13) 「11.(保証の対象とならない場合)」に該当する場合の一切の費用。

13.(秘密保持)

1) お客様及びサービス提供者は、本保証の提供に関連して知り得た相手方の業務上その他の情報であって、秘密であると明確に指定されたものの(以下「秘匿情報」といいます)については、本保証の提供期間中のみならずその後も第三者(「5.(修理依頼)」に基づきサービス提供者が委託修理対象製品の場合は、登録機器の所有者)に開示するものとします。

- 上記1)にかかるべき、次の各号に該当する情報については、秘匿情報として扱わないものとします。

① 一般の人から手に入る情報。

- ② 知得時に既に保有していた情報。

③ 第三者からの秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報。

- ④ 相手方の秘密情報を利用することなく独自に開拓した情報。

3) サービス提供者は、お客様に記載されたお客様の情報を本条に定める秘密情報として扱い、本保証の提供及びその向上に利用する目的以外には使用しません。

14.(個人情報)

- サービス提供者は、お客様の個人情報は保護に適切に保護し、Dss、YTC及びSWTが公表するプライバシーポリシーに則り、本保証の提供及び本保証の提供に必要な合理的な範囲で利用させていただきます。なお、各社プライバシーポリシーに開示わざ、本契約終了後ににおいては、お客様の個人情報を利用いたしません。ただし、必要に応じて一定期間の保証をさせていただく場合がございます。

2) サービス提供者は、次々各号に該当する場合を除き登録機器の個人情報に開示する場合。

- ① お客様の同意がある場合。

② お客様個人の識別が出来ない情報データ等二次的データとして開示する場合。

- ③ 本保証履行の為の業務委託先、提携先(保険代理店、保険会社を含む)に開示する場合。

4) 法令により開示が求められた場合。

- 3) サービス提供者は、お客様からご提供いただいた個人情報を、本保証履行の目的のために必要な範囲内で業務委託先に開示する場合があります。

15.(保証の提供の中止)

サービス提供者はお客様に各号の各号に定める事由のいずれか一つが発生した場合、お客様に何らの催告を要せずに、直ちに本保証の提供を中止することが出来るものとします。なお、その場合に何らの催告を要せずに本保証の提供を中止することが出来るものとします。

- 1) 本保証の条件に違反し、書面による催告後30日以内に改正違反が是正されない場合。

2) 差し押さえ、仮差押、差押、公示差押、公示処分、租税滞納処分、その他の公権力の处分を受け、又は競売を申し立てられた場合。

- 3) 自身の廃棄・公示等の行為により、登録機器の所有権が失権した場合。

4) 民事再生、会社更生手続きの開始若しくは變更、解散又は解散更迭の申請をした場合。

- 5) 資本の減少、営業の停止若しくは変更、解散又は解散更迭の申請をした場合。

6) その他の財産状況が悪化した場合、又はその原因があると認められる相当の事由がある場合。

- 4) 本契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為を行なわないこと。

① 壓力の要求行為。

- ② 法的な責務を超えた不当な要求行為。

③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。

- ④ 風流を流し、脅迫を以て暴力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。

16.(損害賠償)

お客様は、本保証に於けるサービス提供者の責に帰すべき事由により損害を被った場合、現実に発生した直接受つ通常の損害に限りサービス提供者が請求出来るものとします。この場合、サービス提供者の負担による損害賠償の総額は、3万円を限度とします。

18.(機能変更)

- 1) サービス提供者は、本規程内容を変更する必要が生じた場合は、予告なく本規程を変更することが出来るものとし、変更前から本保証に加入しているお客様に於ても変更後の本規程が適用されるものとします。なお、変更にあたっては、本規程を変更する旨及び変更の本規程内容並びにその効力が誕生日をDssのホームページ等で告知します。

2) 変更後の本規程の効力発生日以降に、お客様が本規程に基づくサービスを利用した場合は、お客様は、本規程の変更に同意したものとみなします。

19.(交換品の所有権)

修理保証により交換された故障部品(老朽部品を含みます)の所有権は、全てサービス提供者に帰属するものとします。

20.(合意管轄)

本保証に関してお客様とサービス提供者の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

21.(本保証の解除)

- 1) お客様は、サービス提供者に対する書面による通知をもって、本保証を解除することができる。解除の申し出は、「お客様窓口」に連絡のうえ所定の手続によるものとし、サービス提供者は、サービス提供者が別途定める算式により算出した返戻金をお客様にお支払いします。

但し、返戻金のお支払いは、登録機器について修理にかかる費用が発生していない場合に限ります。

- 2) 前項の規定にかかわらず、登録機器の売買契約の解除に伴い本保証が解除される場合、お客様に登録機器を販売した販売会社が保証料の全額返還を行なうものとします。

22.(保証料の損害賠償充当)

- 1) サービス提供者は、保証料を原資として、損害保険会社(以下「本保証会社」といいます)とサービス提供者との間で、

2) 本保証は、お客様に於けて本規程に従い修理保証を提供し、本保証契約に基づき本保証会社より受領する保証金を該当修理保証に係る費用等の支払いに充て仕組みとなっております。その為、故障の発生状況によりお客様に対しても、本保証会社の調査が入ります。

2024年2月1日 第版

サービス提供者:ディーア